(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道松前郡福島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国経済産業省土交通省告示第一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十三条第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年国経済産業省土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

国土交通大臣　石井　啓一

一の第一の一の一―三中「地階を除く各階の外壁」を「各階の外気に接する壁」に改め、「また、」の下に「別表第一の用途のうち」を、「取扱いについては、」の下に「次の」を加える。

一の第一の二の二―三(三)ハ中「タイムスケジュール制御、初期照度補正、昼光利用制御、点滅制御、照度調整調光制御等」を「明るさ検知制御、タイムスケジュール制御等」に改める。

一の第一の二の二―三(四)ロ(イ)中「室用途及び」を削り、同(ニ)中「太陽熱利用給湯設備」を「太陽熱利用設備等の予熱設備」に改める。

一の第二の一の一―三(一)イからハまでを次のように改める。

イ　外皮平均熱貫流率U_A（単位　１平方メートル１度につきワット）は、次の式により算出するものとする。

$$U_A = \left(\sum_{i}^{n} A_i U_i H_i + \sum_{j}^{m} L_j \Psi_j H_j \right) / A$$

この式において、A_i、U_i、H_i、n、L_j、Ψ_j、H_j、m及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_i：外皮等の第ｉ部位の面積（単位　平方メートル）

U_i：外皮等の第ｉ部位の熱貫流率（単位　１平方メートル１度につきワット）

H_i：外皮等の第ｉ部位の隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した係数（以下イにおいて「温度差係数」という。）

n　：外皮等の部位数

L_j：第ｊ熱橋等（熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。）及び土間床等（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。）の外周部をいう。以下(1)において同じ。）の長さ（単位　メートル）

Ψ_j：第ｊ熱橋等の線熱貫流率（単位　１メートル１度につきワット）

H_j：第ｊ熱橋等の温度差係数

m　：熱橋等の数

A　：外皮等面積の合計（単位　平方メートル）

ロ　U_iは、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案した数値とする。

ハ　Ψ_jは、当該熱橋等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出した数値とする。

一の第二の一の一―三(二)イを次のように改める。

イ　冷房期の平均日射熱取得率η_{AC}は、次の式により算出するものとする。

$$\eta_{AC} = \left(\sum_{i}^{n} A_i \eta_i \nu_i / A \right) \times 100$$

この式において、A_i、η_i、ν_i、n及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_i：外皮等の第ｉ部位の面積（単位　平方メートル）

η_i：外皮等の第ｉ部位の日射熱取得率

ν_i：外皮等の第ｉ部位の方位及び別表第４に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数

n　：外皮等の部位数

A　：外皮等の部位の面積の合計（単位　平方メートル）

方位	別表第４に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325
北東	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480
南西	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411
下面	0							

一の第二の二の二―一中「における全ての単位住戸及び共同住宅等全体」及び「それぞれ」を削る。

一の第二の二の二―二(一)イ及びロを次のように改める。

イ　E_{SH}は、次の(イ)から(ニ)までに定める方法によるものとする。

(イ)　E_{SH}は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な暖房設備の基準一次エネルギー消費量の暖房期間（１年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = \sum_{t}^{n} \sum_{i}^{m} E_{SH,t,i} + \sum_{t}^{n} \sum_{r}^{R} Q_{UT,SH,t,r} \times \alpha_{UT,SH,r}$$